

令和2年5月16日

高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

神貨協連

新型コロナウイルス感染症による影響に対する緊急的かつ特例的な対応として、弊会では神ト協と連名で、NEXCO 契約単位割引の適用条件の時限的な緩和について、関係各所に要望を実施しておりました。

今般、高速道路会社において、令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた契約者のうち、令和2年2月から当面の間、当該割引が適用されなかった契約者に対し、当該利用月における契約者の月間利用額に契約単位割引率（10%）を乗じた額の還元が実施されることとなりましたのでお知らせいたします。

(参考) 高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

① 主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

② 割引対象

ETCコーポレートカードを利用して高速道路を通行する全車種(ETC車)

③ 割引率(NEXCO)

多頻度割引(車両単位割引)		+	大口割引(契約単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率 (R1補正で割増※)		月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(割増なし)			
5,000円超～10,000円以下の部分	10% ⇨ 20%	+	500万円を超え、かつ自動車1台あたり 平均利用額が3万円を超える場合	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	20% ⇨ 30%			
30,000円を超える部分	30% ⇨ 40%			

※一有に対する契約単位割引の割引率は5%

➡ 最大割引率 約50%

※ 令和3年3月末までの間、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対して措置

④ 今回の還元の対象となる事業者

令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた事業者

⑤ 還元額

令和2年2月から当面の間、当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率を乗じた額

(例)

	R1年		R2年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
対象	○	○	○	×	×	×
対象	○	○	○	×	○	○
対象	○	○	○	○	×	○
対象	○	○	○	○	○	×
(参考)対象外	○	○	×	×	○	×

○: 契約単位割引適用、×: 契約単位割引適用外